

平成19年度 【四国地区】臨時中央審査実施要項

1.期 日 平成20年3月15日(土)・16日(日)

2.会 場 『徳島県立中央武道館弓道場』……徳島市徳島町城内 6 TEL 088 - 652 - 1831
(道順) JR「徳島駅」下車、徒歩10分。徳島空港からはバス利用で「徳島駅前」下車、徒歩10分。
大阪、神戸(三ノ宮・新神戸・舞子)、京都からは高速バス(1日約100便)の利用で「徳島駅前」下車、徒歩10分。
高速バス問い合わせは、 JR系 = 088(602)1090, 私鉄系 = 088(622)1826へ。

月 日	開館時間	開始時間	種 別
3月15日(土)	8:00	9:00	錬 士
3月16日(日)	8:00	9:00	六 段 ・ 七 段

種 別	受 審 資 格
六 段	本連盟の五段の認許年月日が、平成19年3月16日まで
七 段	本連盟の六段の認許年月日が、平成19年3月16日まで
錬 士	本連盟の五段の認許年月日が、平成19年3月15日まで

5.審査方法 六段の部：行射の審査及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射：第一次審査の要領で行う。
- (2)学 科：学科(筆記)試験を行う。

七段の部：行射の審査及び論文の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行い候補者を決定する。
- (2)論 文：候補者に対し、指定した問題について自作・自筆の論文を提出させる。
(論文は400字詰原稿用紙5枚以上とし、審査後15日以内に提出するものとする)

錬士の部：行射、面接及び学科試験の総合成績により合否を決定する。

- (1)行 射：第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
- (2)面 接：行射の第一次審査の通過者について人物、見識及び指導力を査定する。
- (3)学 科：学科(筆記)試験を行う。

6.受審の申込について

- (1)方 法：所定の用紙により審査料を添えて、所属地連へ申請すること。
- (2)締切日：平成20年2月13日(火) 締切厳守
- (3)申込先：〒150-8050東京都渋谷区神南1-1-1岸記念体育会館内
(財)全日本弓道連盟「四国地区臨時審査係」宛
TEL 03 - 3481 - 2387(代)
FAX 03 - 3481 - 2398

7.注意事項

- (1)申込書の申請には、所属地連の締切日に十分留意すること。
- (2)申込書は、必要事項を楷書で判りやすく、明確に記入すること。会員IDを必ず記入すること(全弓連会員のみのID記入欄の無い旧様式の申込書利用の場合は、下部空欄に記入すること)。
- (3)申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。
- (4)受審者は、開始時刻までに会場へ集合すること。
- (5)受審者は、全員和服を着用し、必ず本連盟会員章をつけること。
- (6)審査に遅刻したり呼び出しに応じない際は、棄権したものとみなす。
- (7)立射で受審する際は、審査申込書に立射で受審したい旨を朱書きして、その事由を証明する「身障者手帳の写し」または「医療機関の診断書(発行日から1年以内有効・コピー可)」を付し、地連会長の認証を受けて申し込むこと。

8.その他

審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。

- (1)審査名簿ほか関係資料への記載(氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項)
- (2)立順表への記載(氏名、所属地連)
- (3)審査結果報告として、加盟団体長宛文書及び本連盟機関誌・ホームページへの掲載(氏名、所属地連、既得の称号または段位)
- (4)上記に関して、同意を得られない場合には、本人の要求に基づき、公開の停止を要求することができる。

平成19年12月

主 催 財団法人全日本弓道連盟
主 管 徳 島 県 弓 道 連 盟